

2024年度の活動方針（案）について

2024年8月31日

1. 専門分野別部会（「専門部会」）の設置について

本学会の会則第8条（付則）では、「本会は地方部会および問題別分科会を設ける。」とされています。

しかし、これまではこの規程を積極的に活用して、過労死防止のための専門的な課題を深く追究することが必ずしも十分ではありませんでした。

そこで、1) 専門分野の会員の日常的な研究交流を促進し、調査・研究活動の向上を図ること、2) 大会において「分科会」の企画を立案し、大会の質的向上を図ることを目的に、専門部会を設置して調査研究を活性化していきます。

すでにこれまでの大会において、航空機客室乗務員や文化芸術・芸能活動員の過労死等の問題について、毎年、「分科会」を開催し報告されています。

そこで、こうした「分科会」を正式に「専門部会」と認定し、学会財政の許す範囲内で、財政的支援（たとえば、オンライン研究会のための ZOOM 活用の便宜を図ったり、専門家を招聘するための謝金・旅費、資料代等々）をすることで、更なる調査・研究活動を支援していきます。

2. 第11回大会（2025年度）の開催準備

2025年度の第11回大会は、学会創設10周年を迎えることから、それに相応しい特別企画の他、話題性のある共通論題と分科会の開催を準備します。

3. 『過労死防止学会誌』第5号（2024年度）の発行

以上